平成２５年（フ）第１号
長野市大字高田1262番地４　403
債務者　清水　宣子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２号
兵庫県尼崎市食満６丁目17番12―405号
債務者　酒井　一郎
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２３号
兵庫県尼崎市食満６丁目17番12―405号
債務者　齊藤亜希子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８号
兵庫県尼崎市立花町３丁目23番１―502号
債務者　長谷川昭子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６２号
兵庫県西宮市田近野町７番34―305号
債務者　神農奉吾こと　姜　　奉五
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６２号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼１番地２　ヒカリノ郷３号
債務者　立石　由美
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６４号
熊本市東区健軍３丁目39番12―201号　キングダムビル
債務者　高橋　秀行
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６５号
熊本市東区健軍３丁目39番12―201号　キングダムビル
債務者　高橋　祐子
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７３号
熊本県上益城郡御船町大字豊秋1528番地１、前住所熊本市南区御幸笛田５丁目３番55―203号　しばたハイツ
債務者　原　　智之
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７４号
熊本県合志市須屋200番地１　Ｐ’シュロス101号
債務者　川田　直之
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６号
石川県小松市井口町ろ２番地　大阪荘３号、従前の住所石川県小松市粟津町ワ76番地１　かみや旅館寮201号
債務者　杉山　鈴子
1　決定年月日時　平成25年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第１９号
兵庫県尼崎市塚口本町３丁目10番５―203号
債務者　小林真知子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第９号
徳島県阿波市阿波町十善地310番地15、旧住所徳島県阿波市阿波町小倉673番地３
債務者　梶﨑日出生
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９号
徳島県吉野川市鴨島町鴨島678番地41
債務者　大下　勝正
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９０４号
福岡県遠賀郡岡垣町大字波津786番地
債務者　赤塚　麻衣
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２８号
北九州市小倉南区南方３丁目４番３号　102号
債務者　池本　正義
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３０号
北九州市小倉北区黄金２丁目４番10号
債務者　藤村トミ子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部